

# 山口県報

平成17年  
7月29日  
(金曜日)

## 目次

告示	一
新たに生じた土地の確認の届出(下関市)(市町村課)	一
自衛官の募集(二件)(消防防災課)	二
瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要(環境政策課)	三
生活保護法の規定に基づく指定医療機関の廃止の届出(厚政課)	六
生活保護法の規定に基づく医療機関の指定(厚政課)	六
土地改良事業計画変更の同意(農村整備課)	六
卸売市場の卸売業者の地位の承継に伴う変更(水産課)	六
道路の区域の変更(道路整備課)	七
道路の供用の開始(道路整備課)	七
道路の位置の指定(三件)(建築指導課)	八
公告	八
特定非営利活動法人の設立の認証の申請(県民生活課)	八
児童福祉法の規定に基づく指定居宅支援事業者の指定(障害福祉課)	九
身体障害者福祉法の規定に基づく指定居宅支援事業者の指定(障害福祉課)	九
知的障害者福祉法の規定に基づく指定居宅支援事業者の指定(障害福祉課)	九
知的障害者福祉法の規定に基づく指定知的障害者更生施設等の指定(障害福祉課)	一〇
大規模小売店舗立地法第五条第一項の規定による届出(商政課)	一〇
大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定による届出(商政課)	一一
平成十七年度採石業務管理者試験の実施(新産業振興課)	一一
土地改良事業の工事の完了(農村整備課)	一二
林業種苗法第十条第一項の規定に基づく生産事業者の登録の失効(森林整備課)	一二
選管告示	一二
不在者投票のできる病院の指定に関する告示の一部改正	一三

### 雑報 争議行為の通知



### 山口県告示第四百十六号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第九条の五第一項の規定により、下関市長から下関市の区域内に新たに次の土地が生じたことを平成十七年六月二十七日確認した旨の届出があった。

平成十七年七月二十九日

山口県知事 二井 関成

下関市長府東侍町三四四三の三二から同町三四四三の七までに沿接する土地及び同町三四四三の八〇の地先公有水面で、次の1の地点から29の地点までを順次結んだ線、29の地点と30の地点を結ぶ平成十三年春分の満潮位(+三・七八メートル)における公有水面と陸地との境界線及び1の地点と30の地点を結ぶ平成十三年春分の満潮位(+三・七八メートル)における公有水面と護岸との境界線により囲まれた区域並びに31の地点から45の地点までを順次結んだ線、45の地点と46の地点を結ぶ昭和五十三年一月二十八日付け下港委第一号の二で免許された埋立ての埋立区域と公有水面との境界線(+四・一五メートル)及び31の地点と46の地点を結ぶ昭和五十三年八月四日付け下港工第一〇二号で免許された埋立ての埋立区域と公有水面との境界線(+四・一五メートル)に囲まれた区域の公有水面埋立地三、九七二・九八平方メートル

1の地点 下関市長府外浦町のマリノランド四等三角点(北緯三三度五八分五四・七八一秒東経一三〇度五九分三二・九九四秒)(以下「基準点」という。)から一三度三六分〇六秒一、二三六・八二メートルの地点

- 2の地点 1の地点から一二度三四分五五秒一八・九六メートルの地点
- 3の地点 2の地点から二〇二度四四分一八秒四・五二メートルの地点
- 4の地点 3の地点から二九二度四五分三六秒一・五〇メートルの地点
- 5の地点 4の地点から二〇二度三〇分〇〇秒二・一八メートルの地点
- 6の地点 5の地点から一二度二五分二〇秒一・四九メートルの地点
- 7の地点 6の地点から二〇二度四八分〇二秒七・一九メートルの地点
- 8の地点 7の地点から二九一度四三分一一秒一・五〇メートルの地点
- 9の地点 8の地点から二〇二度五一分一四秒一〇・六〇メートルの地点

- 10の地点 9の地点から一三度一九分四五秒一・五二メートルの地点
- 11の地点 10の地点から二〇度三九分二七秒七・二〇メートルの地点
- 12の地点 11の地点から二九度三四分五四秒一・五一メートルの地点
- 13の地点 12の地点から二〇度五三分一七秒一〇・六一メートルの地点
- 14の地点 13の地点から一一度〇一分三六秒一・五〇メートルの地点
- 15の地点 14の地点から二〇度三九分二四秒七・二三メートルの地点
- 16の地点 15の地点から二九度一四分三七秒一・五〇メートルの地点
- 17の地点 16の地点から二〇度五〇分二七秒一〇・六〇メートルの地点
- 18の地点 17の地点から一一度一五分二八秒一・五一メートルの地点
- 19の地点 18の地点から二〇度四九分三三秒七・一九メートルの地点
- 20の地点 19の地点から二九度三〇分〇七秒一・五一メートルの地点
- 21の地点 20の地点から二〇度五四分〇一秒一〇・六二メートルの地点
- 22の地点 21の地点から一一度〇七分三三秒一・五一メートルの地点
- 23の地点 22の地点から二〇度四七分〇九秒五・一一メートルの地点
- 24の地点 23の地点から一三度六〇分三三秒八・一五メートルの地点
- 25の地点 24の地点から二六度〇五分三三秒四・八一メートルの地点
- 26の地点 25の地点から一三度六度一八分一七秒三七・五七メートルの地点
- 27の地点 26の地点から四六度四五分二五秒四・八一メートルの地点
- 28の地点 27の地点から一三度六度三〇分三七秒二・八二メートルの地点
- 29の地点 28の地点から二〇度五一分四九秒一六・四五メートルの地点
- 30の地点 29の地点から三一六度一六分二一秒七九・八六メートルの地点
- 31の地点 基準点から一六度二〇分一四秒一・一七四・一二メートルの地点
- 31の2の地点 31の地点から一一度二七分三八秒〇・〇九メートルの地点
- 32の地点 31の地点から二二度〇八分四九秒一五・〇一メートルの地点
- 33の地点 32の地点から一一度〇四分三五秒三〇・一一メートルの地点
- 34の地点 33の地点から二〇度〇二分一秒七・六一メートルの地点
- 35の地点 34の地点から二九度一四分三三秒一・五一メートルの地点
- 36の地点 35の地点から二〇度五五分〇九秒一〇・五九メートルの地点
- 37の地点 36の地点から一一度一〇分四六秒一・五一メートルの地点
- 38の地点 37の地点から二九度一〇分五二秒八・六七メートルの地点
- 39の地点 38の地点から二九度一四分三三秒一・五〇メートルの地点
- 40の地点 39の地点から二〇度五〇分二〇秒一〇・五八メートルの地点
- 41の地点 40の地点から一一度〇六分一八秒一・五一メートルの地点
- 42の地点 41の地点から二〇度五二分〇九秒七・六八メートルの地点

- 43の地点 42の地点から二八度五五分四六秒七・〇三メートルの地点
- 44の地点 43の地点から二〇度五四分四三秒三三・九九メートルの地点
- 45の地点 44の地点から二二五度二九分五五秒一四・〇二メートルの地点
- 46の地点 45の地点から三三三二度二八分五四秒八・六〇メートルの地点

**山口県告示第四百十七号**

自衛隊法施行令(昭和二十九年政令第七十九号)第百十八条の規定により、二等海士として採用する海上自衛官及び二等空士として採用する航空自衛官の募集に関する事項を次のとおり告示する。

平成十七年七月二十九日

山口県知事 二井 関成

- 一 募集期間  
平成十七年八月一日(月曜日)から同月二十六日(金曜日)まで
- 二 試験期日  
平成十七年九月四日(日曜日)
- 三 試験場の位置及び名称  
山口市大字上宇野令七八四番地 陸上自衛隊山口駐屯地
- 四 試験の方法  
筆記試験、口述試験、適性検査及び身体検査
- 五 応募資格  
次の各号のいずれにも該当する者であること。  
(一) 採用予定月の一日現在において満十八歳以上二十七歳未満の日本の国籍を有する男性であること。  
(二) 自衛隊法(昭和二十九年法律第六十五号)第三十八条第一項各号のいずれにも該当しない者であること。
- 六 採用予定人員及び採用予定年月

区 分	採用予定人員	採用予定年月
二等海士	若干人	平成十七年十月
二等空士	若干人	平成十七年十月

七 その他

この試験についての問合せは、最寄りの市役所若しくは町村役場又は自衛隊山口地方連絡部（電話〇八三一九二二―二三二五）若しくは次のいずれかの募集事務所等に行うこと。

- (一) 自衛隊山口地方連絡部岩国募集事務所（電話〇八二七―二二一―一五八〇）
- (二) 自衛隊山口地方連絡部柳井募集事務所（電話〇八二〇―二二一―八一九九）
- (三) 自衛隊山口地方連絡部周南募集事務所（電話〇八三四―三二一―七〇九七）
- (四) 自衛隊山口地方連絡部山口募集案内所（電話〇八三一九二五―八二三一）
- (五) 自衛隊山口地方連絡部宇部募集事務所（電話〇八三六―三二一―四三五五）
- (六) 自衛隊山口地方連絡部下関出張所（電話〇八三二―二二一―三三九五）
- (七) 自衛隊山口地方連絡部萩募集事務所（電話〇八三八―二二一―二四〇九）

山口県告示第四百十八号

自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第七十九号）第百十四条、第百七条第一項及び第百十八条の規定により、二等陸士として採用する陸上自衛官、二等海士として採用する海上自衛官及び二等空士として採用する航空自衛官の募集に関する事項を次のとおり告示する。

平成十七年七月二十九日

山口県知事 二井 関 成

一 募集期間

平成十七年八月二日（月曜日）から同年九月八日（木曜日）まで

二 試験期日

(一) 男性

平成十七年九月二十一日（水曜日）

(二) 女性

平成十七年九月二十五日（日曜日）又は同月二十六日（月曜日）

三 試験場の位置及び名称

(一) 男性

岩国市麻里布町七丁目一番二号 岩国福祉会館

防府市大字田島無番地

下関市松屋本町三丁目二番一号

(二) 女性

航空自衛隊防府南基地  
海上自衛隊小月航空基地

山口市大字上宇野令七八四番地 陸上自衛隊山口駐屯地

四 試験の方法

筆記試験、口述試験、適性検査及び身体検査

五 応募資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

- (一) 平成十八年四月一日現在において満十八歳以上二十七歳未満の日本の国籍を有する者であること。
- (二) 自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第三十八条第一項各号のいずれにも該当しない者であること。

六 採用予定人員及び採用予定年月

区分	採用予定人員		採用予定年月
	男性	女性	
二等陸士	五十人程度	若干人	平成十八年三月又は同年四月
二等海士	十人程度	若干人	
二等空士	十人程度	若干人	

七 その他

この試験についての問合せは、最寄りの市役所若しくは町村役場又は自衛隊山口地方連絡部（電話〇八三一九二二―二三二五）若しくは次のいずれかの募集事務所等に行うこと。

- (一) 自衛隊山口地方連絡部岩国募集事務所（電話〇八二七―二二一―一五八〇）
- (二) 自衛隊山口地方連絡部柳井募集事務所（電話〇八二〇―二二一―八一九九）
- (三) 自衛隊山口地方連絡部周南募集事務所（電話〇八三四―三二一―七〇九七）
- (四) 自衛隊山口地方連絡部山口募集案内所（電話〇八三一九二五―八二三一）
- (五) 自衛隊山口地方連絡部宇部募集事務所（電話〇八三六―三二一―四三五五）
- (六) 自衛隊山口地方連絡部下関出張所（電話〇八三二―二二一―三三九五）
- (七) 自衛隊山口地方連絡部萩募集事務所（電話〇八三八―二二一―二四〇九）

山口県告示第四百十九号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第十号）第五条第一項の規定に基づき特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、平成十七年七月二十九日から同年八月十八日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び和木町住民サービス課において公衆の縦覧に供する。

平成十七年七月二十九日

山口県知事 二井 関 成

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所  
氏名又は名称 三井化学株式会社  
住 所 東京都港区東新橋一丁目五番二号
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地  
名 称 三井化学株式会社岩国大竹工場  
所在地 玖珂郡和木町和木六丁目一番二号
- 三 特定施設に関する事項  
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	構 造		使 用 の 方 法	
	能 力 ( $m^3$ /日)	工 事 着 手 予 定 日 期	工 事 完 成 予 定 日 期	使 用 開 始 予 定 日 期
三三二二	九六	平成一七年八月二十二日	平成一七年一〇月一日	平成一七年一〇月一日
"	二四	"	"	連 続 二 四 時 間 変 動 な し
"	二	"	"	"

備考 「三三二二」とは、水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第一第三十三号の合成樹脂製造業の用に供する静置分離器をいう。

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

種 類	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値		汚 水 等 の 一 日 当 た り の 量 ( $m^3$ )
	水 素 イ オ ン 濃 度 (水素指数)	化 学 的 酸 素 要 求 量 ( $mg/l$ )	
三三二二	七	二〇	九六
"	八	三〇	九六
"	一〇	一五	二四

No. 2 排 水 口	No. 1 排 水 口	排 出 水 の 状 態 の 値	
		通 常 最 大 (水素イオン濃度)	通 常 最 大 (化学的酸素要求量)
"	八	"	九・七
"	九	三	九
"	一〇	一	九
"	一〇	九	一
"	一〇	一	一
"	一〇	三	一
"	一〇	〇・五	一
"	一〇	一・五	三
"	一〇	一六〇〇〇	三三〇、七六六
"	一〇	二四、〇〇〇	三四六、七七四

五 排出水の汚染状態の値及び排出水の量

種 類	沈 殿 槽		オ イ ル セ バ レ ー タ ー	
	処 理 後	処 理 前	処 理 後	処 理 前
項 目	水 素 イ オ ン 濃 度 (水素指数)		化 学 的 酸 素 要 求 量 (mg/l)	
	通 常 最 大	通 常 最 大	通 常 最 大	通 常 最 大
汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値	"	九	"	七
	"	一〇・八	"	九・五
	"	四	"	一〇
	"	二〇	"	一〇
	一四	二〇	"	一四
	二二	三〇	"	二〇
	一・八	二	"	検出せず
	"	"	"	二
	"	"	"	五
	"	"	"	一
	"	"	"	三
汚 水 等 の 一 日 当 た り の 量 (m³)	通 常		通 常	
	最 大	最 大	最 大	最 大
	"	一七、二四九	"	二四七
	"	二〇、一六〇	"	一、二〇〇

(二) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

種 類	構 造	能 率	処 理 の 方 式	使 用 時 間 隔 間	一 日 当 た り の 使 用 時 間	概 季 節 的 変 動 の 要 要	工 事 着 手 予 定	工 事 完 成 予 定	使 用 開 始 予 定
沈 殿 槽	"	二〇、一六〇	"	凝 集 沈 殿	連 続	二 四 時 間	変 動 な し	( 既 )	( 設 )
オ イ ル セ バ レ ー タ ー	製 鉄 筋 コ ン ク リ ー ト	一、二〇〇	凝 集 沈 殿	連 続	二 四 時 間	概 季 節 的 変 動 の 要 要	年 月 日	年 月 日	年 月 日

四 汚水等の処理施設に関する事項  
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

備考 (一)の表の備考は、この表について準用する。

"	"	"	五	一〇	"	"	"	"	"
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"

山口県告示第四百二十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。

平成十七年七月二十九日

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
医療法人社団松涛会斎藤内科クリニック	下関市彦島江の浦町九丁目二番一四号	平成一七、五、三一
神田内科クリニック	西神田町一番一二号	" "
周南クリニク	周南市有楽町二三	" "
竹屋歯科医院	速玉町七番七号	" "
武中歯科医院	大島郡周防大島町大字久賀四七一五の八	三、三一
アカダ薬局才川店	下関市長府才川二丁目二番八号	五、"
宇部常盤町薬局	宇部市常盤町二丁目二番三号	四、三〇
みなみ薬局	周南市周陽二丁目七番九号	五、一七

山口県告示第四百二十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十七年七月二十九日

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
医療法人社団松涛会彦島内科	下関市彦島江の浦町九丁目四番五号	平成一七、六、一
おぐす内科・消化器科クリニック	小月茶屋二丁目八番二二号	" 七、"
神田内科クリニック	細江町三丁目二番一六号	" 六、"
ながかわクリニック	岩国市麻里布町三丁目四番六号	" 四、"
あきよし診療内科クリニック	光市虹ヶ浜三丁目一六番三〇号	" 七、"
五嶋内科クリニック	木園一丁目五番三一号	" "

周南クリニク	周南市有楽町二三	" "
文京台デンタルクリニック	宇部市大字中山一―二の二	" 七、"
たけや歯科医院	周南市速玉町七番七号	" 五、"
武中歯科医院	大島郡周防大島町大字久賀四七一五の八	" 四、"
アカダ薬局才川店	下関市長府才川二丁目二番八号	" 六、"
小串薬局	宇部市大字小串三九八の三	" 五、"
あいお薬局	吉敷郡秋穂町東六二六七の一	" 七、"

指定訪問看護事業者等の主たる事務所の所在地

名 称	訪 問 看 護 ス テ ー シ ョ ン 等 の 所 在 地	指 定 年 月 日
サンデンケアサービス株式会社	下関市幡生宮の下町五番二九号	平成一五、一、一
医療法人仁心会	宇部市昭和町一丁目二番一五号	平成一七、四、"
	仁心会訪問看護ステーション小野	宇部市大字小野 三八九八

山口県告示第四百二十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の三第一項の規定により、市町村が行う土地改良事業の計画の変更について次のとおり同意した。

平成十七年七月二十九日

市町村名	施行地区	事業の種類	同 意 年 月 日
由宇町	由西地区	かんがい排水	平成一七、七、一五
秋穂町	立岩地区	ため池の整備	" "

山口県告示第四百二十三号

山口県卸売市場条例（昭和四十七年山口県条例第七号）第二十六条の規定に基づき登録したその他の卸売市場の卸売業者について、地位の承継に伴い、次のとおり変更があった。

平成十七年七月二十九日

山口県知事 二井 関成

- 一 登録番号 水卸第五〇号
- 二 卸売業者の名称及び住所

名 称 受 住 人 所  
 小野田鮮魚協同 山陽小野田市大字小野  
 組合 田一九〇〇の一

名 称 渡 住 人 所  
 小野田漁業協同 山陽小野田市大字小野  
 組合 田一九〇〇の一

- 三 その他の卸売市場の名称及び所在地

小野田漁業協同組合共同販売所

山陽小野田市大字小野田一九〇〇の一

- 四 変更年月日

平成十七年七月五日

**山口県告示第四百二十四号**

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成十七年七月二十九日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成十七年七月二十九日

山口県知事 二井 関成

道路の種類 一般国道  
 路 線 名 三二六号  
 道路の区域

区 間	旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考
長門市深川湯本字川尻五三三の三地 先から 同市深川湯本字川尻五三三の三地先 まで	旧	最狭 二一三・八	四九・〇	
	新	最狭 二一三・四	四九・〇	

道路の種類 県道

路 線 名 豊浦菊川線  
 道路の区域

区 間	旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考
下関市菊川町大字久野字畔ノ本一〇 五四の七地先から 同市菊川町大字久野字宮ノ下四一五 の一地先まで	旧	最狭 三〇二・七	一四二・〇	道路改良工事の 完了による。
	新	最狭 二八四・二	一四二・〇	

道路の種類 県道  
 路 線 名 豊浦久野線  
 道路の区域

区 間	旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考
下関市菊川町大字久野字滑石五五〇 の二地先から 同市菊川町大字久野字畔ノ本一〇四 五の二地先まで	旧	最狭 三〇六・八	一、〇六三・〇	道路改良工事の 完了による。
	新	最狭 九一〇・六	八九二・〇	

**山口県告示第四百二十五号**

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成十七年七月二十九日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成十七年七月二十九日

山口県知事 二井 関成

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
豊浦菊川線	下関市菊川町大字久野字畔ノ本一〇五四の七地先から 同市菊川町大字久野字宮ノ下四一五の一地先まで	平成十七年七月三十日

路線名	豊浦久野線	供用開始の区間	下関市菊川町大字久野字滑石五五〇の二地先から同市菊川町大字久野字畔ノ本一〇四五の二地先まで	供用開始の期日	平成十七年七月三十日
-----	-------	---------	---	---------	------------

山口県告示第四百二十六号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

その関係図面は、玖珂土木事務所に備え付けて縦覧に供する。

平成十七年七月二十九日

山口県知事 二井 関成

地名及び番地	玖珂郡玖珂町字下岩崎一〇八三の一四、一〇八四の一五及び一〇八四の一八	幅 (メートル)員	四・六〇四・七	延 (メートル)長	九九・二	道路の敷地となる土地の面積 (平方メートル)	四七四・三四
--------	------------------------------------	--------------	---------	--------------	------	---------------------------	--------

山口県告示第四百二十七号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

その関係図面は、柳井土木建築事務所に備え付けて縦覧に供する。

平成十七年七月二十九日

山口県知事 二井 関成

地名及び番地	柳井市柳井字尾尻三七九五の九	幅 (メートル)員	五・〇	延 (メートル)長	一九・七	道路の敷地となる土地の面積 (平方メートル)	一〇二・四一
--------	----------------	--------------	-----	--------------	------	---------------------------	--------

山口県告示第四百二十八号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

その関係図面は、山口土木建築事務所に備え付けて縦覧に供する。

平成十七年七月二十九日

山口県知事 二井 関成

地名及び番地	吉敷郡阿知須町字岡山六四九の七〇、六四九の七二、六四九の七四及び六四九の七〇地先並びに字岡山西四三六二の二四、四三六五の五、四三六五の六、四三六五の七、四三六六の二、四三六七の五、四三六七の六及び四三六七の五地先	幅 (メートル)員	六・〇	延 (メートル)長	二四三・二	道路の敷地となる土地の面積 (平方メートル)	一、五七三・四一
--------	--	--------------	-----	--------------	-------	---------------------------	----------



(四一三) 特定非営利活動法人の設立の認証の申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありました。

同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類は、平成十七年九月二十日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県若国県民局において公衆の縦覧に供します。

平成十七年七月二十九日

山口県知事 二井 関成

- 一 申請のあった年月日  
平成十七年七月十九日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
名称 ほかほかの会  
代表者の氏名 今西 揚子  
主たる事務所の所在地 岩国市平田六丁目二三番三二号



三 定款に記載された目的  
 次世代を担う子ども達と大人に対して、多方面の人々との連携のもとで家庭及び地域社会の平和を目指す事業を行い、もって豊かで健全な社会環境づくりに寄与すること。

(四一四) 児童福祉法の規定に基づく指定居宅支援事業者の指定

児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第二十一条の十第一項の規定により、次のとおり指定居宅支援事業者の指定をしました。

平成十七年七月二十九日

山口県知事 二井 関成

指定居宅支援事業者 名称	主たる事務 所の所在地	児童居宅生活支援事業を 行う事業所 名称	所在地	児童居宅支援 の種類	指定年月日
株式会社コムスン	東京都港区六本木六丁目一〇番一号	株式会社コムスン下関彦島ケアセンター	下関市彦島角倉一丁目一番二八号	児童居宅介護	平成一七、五、一
有限会社育英	宇部市大字東須恵一九四三の三	ヘルパーステーションすずらん	宇部市大字東須恵一九四三の三	"	"
有限会社ランドケア	下松市西柳二丁目二番三〇号	みのり介護ステーション	下松市西柳二丁目二番三〇号	"	六、
特定非営利活動法人モモ	玖珂郡玖珂町五〇四一の一	モモのヘルパーさん	玖珂郡玖珂町五〇四一の一	"	"
有限会社ヨシヤ	佐波郡徳地町大字堀一五二九の三	ヨシヤ徳地	佐波郡徳地町大字堀一五二九の三	"	四、
特定非営利活動法人山口ウツドムワーク	山口市朝倉町二番四九号	いるかくらぶ	山口市大字吉敷三一八五の一	児童デイサービス	"
岩国市	岩国市今津町一丁目一四番五号	岩国市太陽の家	岩国市桂町二丁目四番五六号	"	七、

(四一五) 身体障害者福祉法の規定に基づく指定居宅支援事業者の指定  
 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第百八十三号)第十七条の四第一項の規定により、次のとおり指定居宅支援事業者の指定をしました。

平成十七年七月二十九日

山口県知事 二井 関成

指定居宅支援事業者 名称	主たる事務 所の所在地	身体障害者居宅生活支援 事業を行う事業所 名称	所在地	身体障害者居宅支援 の種類	指定年月日
株式会社さくら	豊田町大字中村六七四の二	訪問介護さくら	大字中村六七四の二	"	"
株式会社みやび	下関市椋野三二二の一	ホームヘルプステーション若葉	下関市大和町一丁目三番七号	身体障害者居宅介護	平成一七、四、一
株式会社コムスン	東京都港区六本木六丁目一〇番一号	株式会社コムスン下関彦島ケアセンター	彦島角倉一丁目一番二八号	"	"
有限会社育英	宇部市大字東須恵一九四三の三	ヘルパーステーションすずらん	宇部市大字東須恵一九四三の三	"	"
有限会社上宇ケアセン	川添三丁目四番二四号	有限会社上宇ケアセン	川添三丁目四番二四号	"	六、
有限会社ランドケア	下松市西柳二丁目二番三〇号	みのり介護ステーション	下松市西柳二丁目二番三〇号	"	"
特定非営利活動法人モモ	玖珂郡玖珂町五〇四一の一	モモのヘルパーさん	玖珂郡玖珂町五〇四一の一	"	"
医療法人仁心会	宇部市昭和町一丁目二番一七号	寿町身体障害者デイサービス	宇部市寿町三丁目三番二七号	身体障害者デイサービス	四、

(四一六) 知的障害者福祉法の規定に基づく指定居宅支援事業者の指定  
 知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)第十五条の五第一項の規定により、次のとおり指定居宅支援事業者の指定をしました。

平成十七年七月二十九日

山口県知事 二井 関 成

指定居宅支援事業者 名称	主たる事務 所の所在地	知的障害者居宅生活支援 事業を行う事業所 所在地	知的障害者居宅支援 の種類	指定年月日
株式会社コムスン	東京都港区六本木六丁目一〇番一〇号	下関市彦島角倉一丁目一番二八号	知的障害者居宅介護	平成一七、五、一
有限会社育英	宇部市大字東須恵一九四三の三	宇部市大字東須恵一九四三の三	知的障害者居宅介護	平成一七、五、一
有限会社上宇部ケアセン	川添三丁目四番二四号	川添三丁目四番二四号	知的障害者居宅介護	平成一七、五、一
有限会社ランドケア	下松市西柳二丁目二番三〇号	下松市西柳二丁目二番三〇号	知的障害者居宅介護	平成一七、五、一
特定非営利活動法人モモ	玖珂郡玖珂町五〇四の一	玖珂郡玖珂町五〇四の一	知的障害者居宅介護	平成一七、五、一
社会福祉法人ほおの木会	山口市大字下小鯖一三五九の三	山口市大字下小鯖一三五九の三	知的障害者居宅介護	平成一七、五、一
社会福祉法人あゆみの会	下関市大字安岡一四五の第五	下関市豊浦町五八五の一〇	知的障害者居宅介護	平成一七、五、一
社会福祉法人親生会	宇部市大字川上七一四の一三	宇部市大字西岐波五二五四の六一	知的障害者居宅介護	平成一七、五、一
社会福祉法人ほおの木会	山口市大字下小鯖一三五九の三	山口市大字大内御堀五二四の二九	知的障害者居宅介護	平成一七、五、一
社会福祉法人ふたば園	萩市三見三八五二の一	萩市三見二四七五の一	知的障害者居宅介護	平成一七、五、一
社会福祉法人松星苑	下松市生野屋南一丁目一二番一号	下松市生野屋南一丁目八番三十一号	知的障害者居宅介護	平成一七、五、一
社会福祉法人同朋福祉会	美祢市於福町一四〇一七	美祢市於福町下三三六〇	知的障害者居宅介護	平成一七、五、一

(四一七) 知的障害者福祉法の規定に基づく指定知的障害者更生施設等の指定  
 知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十五条の十一第一項の規定により、次のとおり指定知的障害者更生施設等の指定をしました。

平成十七年七月二十九日

山口県知事 二井 関 成

指定知的障害者更生施設等 名称	所在地	施設の種類	指定年月日
萩市知的障害者更生施設さんみ苑（通所部）	萩市三見三八五二の一	知的障害者更生施設（通所により利用されるもの）	平成一七、四、一
知的障害者通所授産施設あゆみ	宇部市開一丁目七番八号	特定知的障害者授産施設（通所により利用されるもの）	平成一七、四、一
知的障害者通所授産施設鳴滝園分場	山口市大字下小鯖二二八七の一	知的障害者通所授産施設	平成一七、四、一
知的障害者授産施設周南あけぼの園	周南市大字久米七一一六の四	知的障害者授産施設	平成一七、四、一
知的障害者授産施設グリーンヒル山陽	山陽小野田市大字厚狭一七二三の二	知的障害者授産施設	平成一七、四、一

(四一八) 大規模小売店舗立地法第五条第一項の規定による届出  
 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出がありました。

当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成十七年七月二十九日から同年十一月二十九日までの間、山口県商工労働部商政課及び下松市経済部商工観光課において公衆の縦覧に供します。

平成十七年七月二十九日

山口県知事 二井 関 成

大規模小売店舗の名称及び所在地	スーパードラッグコスモス下松店	所在地	下松市大字末武下四二二三の一
-----------------	-----------------	-----	----------------

- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
  - 名 称 住 所 代表者の氏名
  - 大和情報サービス株式会社 東京都台東区上野七丁目一四番四号 坂倉 正宏
  - 三 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名
    - 氏名又は名称 住 所 代表者の氏名
    - 株式会社コスモス薬品 福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一号 宇野 正晃
    - 四 大規模小売店舗の新設をする日
      - 平成十八年三月二十日
      - 五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
        - 一、三六一平方メートル
        - 六 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
          - (一) 駐車場の収容台数
            - 五五台
            - (二) 駐輪場の収容台数
              - 二〇台
              - (三) 荷さばき施設の面積
                - 五八平方メートル
                - (四) 廃棄物等の保管施設の容量
                  - 一、二立方メートル
                  - 七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
                    - (一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
                      - 氏名又は名称 開店時刻 閉店時刻
                      - 株式会社コスモス薬品 午前一〇時 午後一〇時
                      - (二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
                        - 午前九時三十分から午後十時三十分まで
                        - (三) 駐車場の自動車の出入口の数
                          - 二箇所
                          - (四) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
                            - 午前六時から午後九時まで
                            - 八 届出年月日
                              - 平成十七年七月十九日

(四一九) 大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定による届出  
 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。  
 当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成十七年七月二十九日から同年十一月二十九日までの間、山口県商工労働部商政課及び下関市観光産業部商工振興課において公衆の縦覧に供します。  
 平成十七年七月二十九日  
 山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 名称 イズミ彦島店  
 所在地 下関市彦島福浦町二丁目一五の一  
 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
 名称 住 所 代表者の氏名  
 株式会社イズミ 広島市南区京橋町二番二二号 山西 泰明  
 三 変更に係る事項の概要

| 変更に係る事項                   | 変更前                 | 変更後                   |
|---------------------------|---------------------|-----------------------|
| 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称 | 株式会社イズミ             | 株式会社イズミ               |
| 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻   | 午前九時三〇分             | 午前九時                  |
| 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻   | 午後一〇時               | 翌日の午前零時               |
| 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻   | 午後一〇時               | 翌日の午前零時               |
| 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻   | 午後一〇時               | 翌日の午前零時               |
| 来客が駐車場を利用することができる時間帯      | 午前九時一五分から午後一〇時一五分まで | 午前八時四五分から翌日の午前零時一五分まで |

四 届出年月日  
 平成十七年七月十九日  
 五 変更年月日  
 平成十七年七月二十日

(四二〇) 平成十七年度採石業務管理者試験の実施

採石法(昭和二十五年法律第二百九十一号)第三十二条の十三第一項の規定により、採石業務管理者試験を次のとおり実施します。

平成十七年七月二十九日

山口県知事 二井 関成

- 一 試験の日時  
平成十七年十月十四日(金曜日)午前十時から正午まで
- 二 試験の場所  
山口市滝町一番一号 山口県庁共用第二会議室及び共用第三会議室
- 三 受験資格  
年齢、性別、職歴、学歴等特別の制限はない。
- 四 試験の科目  
(一) 岩石の採取に関する法令(環境保全関係法令を含む。)  
(二) 岩石の採取に関する技術的な事項
- 五 受験願書の受付期間  
平成十七年九月十四日(水曜日)から同年十月五日(水曜日)まで(郵送の場合  
は、十月五日までの消印のあるものは、有効とする。)
- 六 受験願書等の提出先  
山口市滝町一番一号(郵便番号七五三-八五〇一) 山口県商工労働部新産業振興課
- 七 提出書類  
(一) 受験願書  
(二) 写真(縦六センチメートル、横四センチメートルとし、出願前六月以内に撮影した無帽、正面向き及び上半身像のものとする。裏面には、撮影年月日、氏名及び年齢を記入すること。)
- 八 受験手数料  
八千円に相当する山口県収入証紙を受験願書の所定の欄にはること。この収入証紙には、消印をしないこと。
- 九 合格者の発表等  
(一) 合格者の発表日等については、試験当日通知する。  
(二) 試験の得点の開示は、山口県商工労働部新産業振興課において行うので、試験の得点の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日以後、受験票を提示してその旨を知事に申し出ること。
- 十 その他

(一) 受験願書等の請求は、山口市滝町一番一号 山口県商工労働部新産業振興課にすること。郵便で請求する場合は、封筒の表に「採石業務管理者試験願書 部請求」と朱書し、次の表に掲げる受験願書等の請求部数に応じた金額に相当する切手をはったあて先明記の返信用封筒(縦三十七センチメートル以上、横二十二センチメートル以上のもの)を同封すること。

| 受験願書等の請求部数  | 金額    |
|-------------|-------|
| 一部          | 百二十円  |
| 二部以上四部以下    | 百四十円  |
| 五部以上六部以下    | 二百円   |
| 七部以上十一部以下   | 二百四十円 |
| 十二部以上二十四部以下 | 三百九十円 |

(二) この試験についての問合せは、山口県商工労働部新産業振興課(電話〇八三一九三三-三二五五)にすること。

(四二一) 土地改良事業の工事の完了

次のとおり県営土地改良事業の工事が完了しました。

平成十七年七月二十九日

山口県知事 二井 関成

- 一 事業の名称  
県営小俣地区ほ場整備事業
- 二 工事完了の時期  
平成十六年三月三日

(四二二) 林業種苗法第十条第一項の規定に基づく生産事業者の登録の失効

林業種苗法(昭和四十五年法律第八十九号)第十条第一項の規定に基づく次の生産事

業者の登録は、その効力を失いました。

平成十七年七月二十九日

山口県知事 二井 関 成

|          |                  |         |                 |
|----------|------------------|---------|-----------------|
| 登録<br>番号 | 生産事業者の氏名又は名称及び住所 | 生産事業の内容 | 事業所の名称及び<br>所在地 |
|----------|------------------|---------|-----------------|

|     |                   |                       |                      |
|-----|-------------------|-----------------------|----------------------|
| 二七七 | 山田 申二 周南市大字高瀬二二五八 | 幼苗の育成及び幼苗<br>以外の苗木の育成 | 生産事業者の氏名及び<br>住所に同じ。 |
|-----|-------------------|-----------------------|----------------------|



### 山口県選挙管理委員会告示第百三三号

不在者投票のできる病院の指定に関する告示（平成十年山口県選挙管理委員会告示第  
十三号）の一部を次のように改正する。

平成十七年七月二十九日

山口県選挙管理委員会委員長 福 田 隆 司

「医療法人和同会宇部温泉病院」を「医療法人和同会宇部リハビリテーション病院」  
に改める。



### 争議行為の通知

労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第三十七条第一項の規定により、全  
国労災病院労働組合山口支部から、次のとおり争議行為を行う旨の通知がありました。

平成十七年七月二十九日

山口県知事 二井 関 成

### 一 事件

(一) 増員の要求に関する件

(二) 労働条件の改善の要求に関する件

### 二 日時

平成十七年八月一日以降本問題の解決に至るまでの期間

### 三 場所

独立行政法人労働者健康福祉機構山口労災病院において全国労災病院労働組合山口  
支部に所属する組合員が従事する全職場

### 四 概要

あらゆる形の争議行為を実施する。

平成十七年七月二十九日印刷  
平成十七年七月二十九日発行

発行人所

山口県知事

定価一箇月 金二千七百円(送料共)